

学校法人広島文化学園 規程集（規程）

[トップページに戻る](#)[最上位](#) > [第4編 広島文化学園短期大学](#) > [第4章 教育](#) > [2. 教育](#)

広島文化学園短期大学履修規程

（趣旨）

第1条 この規程は、[広島文化学園短期大学学則（以下「学則」という。）](#)に基づき履修及び単位の認定等について必要な事項を定める。

（配当年次）

第2条 学則第26条及び第27条による授業科目の配当年次については、別表（学科課程表）に定めるとおりとする。

第3条 各学年において履修する授業科目は、配当学年内に履修、修得することを原則とする。

2 上級学年の者は、下級学年に配当されている授業科目を履修することができる。ただし、特別な場合を除いて、下級学年の者が上級学年配当の科目を履修することはできない。

（履修登録）

第4条 学生は、履修すべき授業科目について、指定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は、履修届を学生部に届け出ることによって行うものとする。

3 登録日以後の登録及びその変更は、原則として認めない。

4 既に単位を修得した授業科目及び授業時間が重複する授業科目は、履修登録をすることができない。

5 履修登録のされていない授業科目については、単位修得を認めない。

6 学生が1年間に登録できる履修単位の上限は、48単位とする。

7 前項の規定にかかわらず、以下に該当するときは、前項の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

- (1) セミナーⅠ，セミナーⅡ，卒業研究
- (2) 集中講義
- (3) 学外実習
- (4) 直前の学期におけるGPAが75.0以上の者
- (5) その他、科会の承認を得たとき

（授業の不開講）

第5条 資格取得のための必修科目を除く選択科目において、履修登録者数が5名以下の場合には、授業を開講しないことがある。

（単位認定）

第6条 授業実施時間の3分の2以上出席していない授業科目については、原則として単位修得を認めない。

（GPA）

第7条 学則第36条の成績評価を基に、単位当たりの成績評価平均値（GPA）を、以下の方法で算出する。

$(\text{秀(S)の単位数} \times 4 + \text{優(A)の単位数} \times 3 + \text{良(B)の単位数} \times 2 + \text{可(C)の単位数} \times 1) \times 25$

成績評価を受けた科目の総単位数

（追試験）

第8条 病気、就職試験、その他やむを得ない事由のため期末試験に欠席した者は、追試験受験願（様式8）とその事由を証明する書類（医者の診断書、事故又は延着証明書等）を提出し、認められれば追試験を受けることができる。ただし、追試験手数料として500円を納入しなければならない。

（再試験）

第9条 期末試験不合格者は、再試験受験願（様式8）を提出し、認められれば、再試験を受けることができる。再試験で認定された単位の評価は「可」とする。ただし、再試験手数料として1,000円を納入しなければならない。

（試験での不正行為）

第10条 試験等において不正行為をした者、若しくは不正行為があったと認められた者に対しては、当該科目を不合格とし、内容により、その後の全試験科目の受験を認めない。

（その他）

第11条 本規程に定めるものの他、必要な事項については、学長が教授会の意見を聴いたのち、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。なお、広島文化学園短期大学学科課程履修規程は、平成23年3月31日をもって廃止する。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から施行する。（一部改正「履修単位の上限」）
- 3 この規程は、平成27年4月1日から施行する。（学校教育法改正に伴う改正）
- 4 この規程は、平成30年4月1日から施行する。（第5条（授業の不開講）の追加）
- 5 この規程は、平成31年4月1日から施行する。（第4条7 1年間の履修登録単位数の上限緩和追加による一部改正）

規程番号：442210